

令和3年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年2月21日（月）
開会：午後1時30分 閉会：午後2時
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 議案第5号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第6号 令和4年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第7号 大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定の議決に係る意見の申出について県費負担教職員の懲戒処分の内申について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
平尾教育部長、人見教育部次長、青山教育総務課長、西本同課主任、金城同課主任、山口文化財保護課長、押栗歴史博物館長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 全て公開

○議案第5号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の改定を行うことに伴い、教育長の給与等に関する条例について所要の改正を行うものである。なお、本件は市議会2月通常会議に上程される条例改正議案として市長へ意見を申出るものであるが、会議を開く時間がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したものである。

令和3年の人事院勧告を踏まえ、期末手当について改定が行われることとなり、一般職に関しては、通年で0.15月分下がることとなった。即ち、現状、100分の127.5と定められている期末手当について、年間で0.15月下げることから、来年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.075月分ずつ下げて100分の120とする。

これに伴い、現行の教育長の給与等に関する条例における期末手当の規定については、一般職の給与条例を引用しており、そこで「100分の127.5」と引用元の数字が規定されていることから、これを「100分の120」とするものである。

一方、教育長に支給される期末手当の「100分の162.5」という数字については、過去数年の人事院勧告において、本来であれば上昇していたはずの数字を上昇させておらず、今回の人事院勧告による減少を踏まえた水準と既に同じにあることに鑑みて、他の特別職と合わせて今回はそのままとなっている。

【質疑】

○田村委員 過去の人事院勧告のとおり反映していたとしたらどの程度の水準であったのか。

○青山教育総務課長 平成29年度以降の3年間は、人事院勧告では0.25ずつ上昇していた期末手当について、大津市における不祥事その他の理由により、特別職については上げなかった。従い、昨年度の0.25の下げ幅及び、令和3年の0.5の下げ幅を踏まえても現水準と同じであり、国からの改正例としては100分の167.5から162.5に下げるという例として示されているものである。

【採決】 可決

○議案第6号 令和4年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、市税等の歳入が減少している状況にあって、市長や教育長等の特別職の給料月額について、令和4年度も引続き時限的な措置として、その10分の1を減じるものである。期末手当について変更はない。なお、本件は市議会2月通常会議に上程される条例改正議案として市長へ意見を申出るものであるが、会議を開く時間がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したものである。

【質疑】

○田村委員 このような措置について、一時的な措置として行うのであれば理解できるが、恒

久的な措置として行われるのであれば、あまり賛同しかねる。本来、職責に見合ったものとして報酬が定められていることから、それを恒久的に下げ続けるということについては少し違うのではないかと思う。今回の提案に反対するものではないが、この点は踏まえて今後対応されたい。

【採 決】 可決

○議案第7号 大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定の議決に係る意見の申出について

【説 明】

○押栗歴史博物館長 本議案は、先の2月定例会で審議された大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、今回は大津市議会議長から意見の照会があったため、市議会へ意見を申し出るものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条は、市長が議案の作成の際に意見を聞かなければならないというものであったが、同法第23条第2項においては、博物館や文化財の保護等の移管については、条例の制定の議決をする前に、議会が教育委員会の意見を聞くこととされている。

教育委員会の意見としては、

「本条例は、本市の歴史・文化の魅力を最大限に生かすまちづくりを推進するものと理解しており、条例案については適当なものと認めます。」

としている。市長へは、条例案への意見に加えて、事務の執行にあたっての意見も加えたが、議会に対しては、条例案に対する意見のみとしているものである。

【質 疑】

○田村委員 「条例案について適当なものと認めます」というものについては、具体的にどこを指しているのか。

○押栗歴史博物館長 端的に言えば、「大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例」の改正が法にいう該当部分となる。

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言